



西新潟中央病院

NST NEWS 第84号

NST: Nutrition Support Team

発行日：2021年5月12日

担当：NST委員会

編集：栄養管理室

連絡先：内線 1302

NSTミニレクチャー第56回 ～ NSTについて ～

月に1度の栄養の勉強、NSTミニレクチャーのコーナーです。
今回はNSTについて掘り下げていきたいと思います。



当院のNSTは2005年に発足されました（その当時を知っている方はどの位残っているのでしょうか・・・）

2010年の診療報酬改定で「栄養サポートチーム加算」が新設され、栄養アセスメントで抽出された栄養障害患者に対し、NSTによるチーム医療を実施した場合に加算されます。対象患者1人につきカンファレンスと回診を行えば、1日当たりの算定患者数はおおむね30人以内で、週に1回算定可能。当初は急性期病院対象の加算のみでしたが、2012年の診療報酬改定で療養病棟においても入院日から6ヶ月以内に限り、入院1ヶ月までは週1回、2ヶ月以降は月に1回の算定が出来るようになりました。また、2018年の診療報酬改定で1日当たりの算定患者数が15人以内であれば、チームのメンバーに専従者が必須ではなく、いずれも専任でも可と専従要件が緩和となりました（当院でも全職種専任で活動しています）。2020年の診療報酬改定では結核病棟や精神病棟の入院患者が加算の対象となり、算定期間は療養病棟と同じとなっています。

栄養サポートチーム加算は栄養管理計画を算定している患者のうち、以下のア～エまでのいずれかに該当する患者について算定出来ることになっています。

- ア 栄養管理計画の策定に関わる栄養スクリーニングの結果、血中アルブミン値が3.0g/dl以下であって、栄養障害を有すると判断された患者
- イ 経口摂取又は経腸栄養への移行を目的として、現に静脈栄養法を実施している患者
- ウ 経口摂取への移行を目的として、現に経腸栄養法を実施している患者
- エ 栄養サポートチームが栄養療法により改善が見込めると判断した患者

栄養サポートチームは、以下の診療を通じ、該当保険医療機関における栄養管理体制を充実させるとともに、当該保険医療機関において展開されている様々なチーム医療の連携を図ることが必要とされています。

- ア 現に該当加算の算定対象となっていない患者の診療を担当する保険医、看護師等からの相談に速やかに応じ、必要に応じて栄養評価等を実施する
褥瘡対策チーム、感染対策チーム、緩和ケアチーム、摂食嚥下支援チーム等、当該保険医療機関
- イ において活動している他チームとの合同カンファレンスを、必要に応じて開催し、患者に対する治療及びケアの連携に努めること

編集後記

改めてNSTについて調べる事により、自分自身が一番勉強になりました。
栄養管理に困った事がありましたら、NSTスタッフまでご相談ください。